銀行カードローンの フォローアップ調査結果

主なポイント



令和元年9月 金融庁

フォローアップ調査の背景

- □ 金融庁では、2017年3月の全国銀行協会による「銀行による消費者向け貸付けに係る申 し合わせ」を踏まえた各銀行における銀行カードローンに係る業務運営について、
 - ① 残高の多い先を中心とする12行を対象とした立入検査(2018年1月「銀行カードローン検査中間とりまとめ」公表)や、
 - ② 銀行カードローンの取扱いのある全銀行に対する調査票の発出等による実態調査 (2018年8月「銀行カードローンの実態調査結果について」公表)

を通じて、改善に向けた取組みの進捗を確認してきたところ。

□ 上記により、全体としては業務運営の改善に向けた取組みの進んでいることが確認された一方、取組みの進んでいない項目や、個々の銀行ごとには取組みが不十分な点も認められたことから、本年3月、銀行カードローンの取扱いのある全銀行(120行)に対し、調査票を発出し、昨年3月の実態調査以降における各銀行の業務運営の見直しの状況につき、フォローアップ調査を実施したもの。

【主な着眼点】

- ① 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢(年収証明書の取得、融資上限枠の設定など)が 構築されているか
- ② 保証会社の審査に過度に依存していないか
- ③ 融資実行後も定期的に顧客の状況変化を把握しているか
- ④ 配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
- ⑤ 支店や行員に対する業績評価体系
- ⑥ 若年層顧客への対応

フォローアップ調査の主な結果 ①

実態調査(2018.3)

• 91%が貸金業法と同水準の50 万円超(※1)又はより厳格な水準



フォローアップ調査(今回)

年収証明書の 取得基準

に引下げ



・貸金業法と同水準の50万円超 又はより厳格な水準に引き下げて いる銀行は96%に増加(※2)

(※1) 新規融資実行時の融資極度額

(※2) 残りは極度額が50万円以下の銀行

融資 上限枠 年収債務 比率

- ・上限枠設定行は88%
- うち約7割が他行・貸金業者から の借入額を含め年収の1/2以下に 上限枠を設定



- ・上限枠設定行は95%に増加
- うち約8割が他行・貸金業者から の借入額を含め年収の1/2以下に 上限枠を設定
- 他の銀行も、上限枠の設定や基 準見直しの動き

保証会社 審査への 関与

- ・84%が保証会社と定期的(2~3カ 月に1回以上)にコミュニケーション
- 内容でも充実に向けた動き
- ① 借入額等と代弁率の相関分析
- ② 保証審査方針の協議
- ③ 保証審査への銀行取引情報の活用
- ④ 保証審査基準の追加



- ・88%の銀行が、保証会社と定期 的にコミュニケーション
- 引き続き内容の充実も進み、保 証審査に主体的に関与していく動 考

フォローアップ調査の主な結果 ②

実態調査(2018.3)

フォローアップ調査(今回)

途上管理

- 7%が年収証明書の再取得や給 振口座情報により、貸付後の顧客 の収入状況等を把握
- •88%が相談窓口等の体制を整備



- ・貸付後の顧客の収入状況等を把握する銀行は70%に増加も、能動的対応を行う銀行は未だ少数
- 全ての銀行が相談窓口等の体制 を整備

広告・宣伝

- 全行が不適切文言を削除(「年収証明書不要」等)
- 21%がCM実施、うち全行が貸金 業の自主規制(※3)と同水準で実施
- 25%がアフィリエイト広告を実施、 うち92%が広告の掲載状況を定期的にモニタリング



- CMを実施する銀行は25%、うち 全行が貸金業の自主規制と同水 準で実施
- •67%がインターネット広告(※4)を 実施、うち96%が出稿時のルー ル設定や広告の掲載状況の定期 的なモニタリングを実施
- (※3) 午前7時~9時、午後5時~10時は原則として放送を行わない 等
- (※4) アフィリエイト広告のほか、バナー広告、リスティング広告、リターゲティング広告等を含む

業績評価 体系

8%が営業店担当者に数値目標 を設定



• 営業店担当者に数値目標を設定する銀行は無し

若年層顧客への対応

- ・未成年者に提供できる商品のある銀行は3行、うち残高有りは1行かつ少額
- 成年年齢引下げ後に、商品を提供できる年齢層の拡大を予定する銀行は無し

総 括

- □ 銀行カードローンの業務運営については、前回調査以降も、全体として、融資審査態勢の見直し 等の業務運営の改善に向けた取組みが進んでおり、業界としての業務運営水準の高まっている状 況が認められる。
- □ 但し、融資上限枠の設定については、現在見直しに向けて進められている一部の銀行の取組みを注視していく。
- □ また、融資実行後の途上管理については、年収証明書の再取得等に向けた積極的な取組みを 行う銀行が増えてきてはいるものの、能動的に顧客の変化やその予兆を把握しようとする動きが鈍 く、取組みが未だ不十分であることから、好事例の共有や対話等を通じて具体的な改善を促すなど、 個別に早急な対応を促していく。
- (注) 顧客の借入状況の把握にあたって重要となる信用情報機関の登録情報については、当庁の「信用情報のあり方PT」において、登録信用情報の精緻化に向けた基本的な方向性(銀行カードローン情報の登録の日次化・信用情報機関間での情報交流)を示し、関係機関において検討が進められている。